

共有デジタル地図成果利用約款

1.「共有デジタル地図」にかかる著作権その他の権利は、全て三重県自治会館組合に帰属します。

2.「共有デジタル地図」は、平成 18 年度の空中写真成果を基に、平成 19～20 年度に作成したデジタル地図です。

3.「共有デジタル地図」は、次の品質を有するデジタル地図です。

①写真地図データの解像度は、地上解像度 40cm です。

ただし、位置精度は担保されて いません。

②数値地図データは、公共測量実施計画書(平 19 部公第 58 条)に準じ、真幅道路が地図情報レベル 1,000、その他は地図情報レベル 2,500 の位置精度で作成されています。

4.「共有デジタル地図」の内容の一部または全部を複製・使用して新しく製品を作成しようとする場合は、測量法第 43 条及び 44 条の規定により三重県自治会館組合の承認が必要となります。

5.刊行物等に「共有デジタル地図」の出力図を掲載する場合、事前に三重県自治会館組合にお問合せください。

6.本データの利用によって発生する直接又は間接の損失・損害等について、一切の責任を負いません。